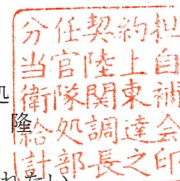


# 公 告

分任契約担当  
陸上自衛隊関東補給処  
調達会計部長 酒井



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3PQL1S001600		3PQV1AN0003 0001				EC-Z300001C	
品名 または 件名							
産業廃棄物委託処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年3月29日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページに掲示（掲載）する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず  
 入札日時場所：令和6年2月21日（水）11時00分 関東補給処A 2多目的室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加すること。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載すること。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

## 8 特約条項

適用する特約条項は、陸上自衛隊補給処等用標準契約書の談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

## 9 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ先  
 調達会計部契約課契約班 大野  
 (電話029-842-1211 内線 2236)  
 仕様書に関する問い合わせ先  
 関東補給処通信電子部 大概  
 (電話029-842-1211 内線 4922)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部  
陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ  
<https://www.mod.go.jp/gsd/ae/eade/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。



#### 10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
    - ア 資本関係がある場合  
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
      - (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - イ 人的関係がある場合  
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
      - (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は、除く。）

#### 11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。また、入札書が届いたかの確認をすること。

#### 12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和6年2月28日（水）11時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、公告番号、件名を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。また、入札書が届いたかの確認をすること。

#### 13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者とした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及びび袋とは実施しない。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物委託処理	EC-Z300001C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	平成29年11月27日
	変更	令和2年12月9日
	作成部隊等名	関東補給処 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において実施する産業廃棄物委託処理の役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下“法”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

2.2 役務対象品等

役務対象品及び数量等は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

表1—産業廃棄物の種類

種類	細部種類	性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 繊維くず ゴムくず 木くず	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

表 1—産業廃棄物の種類（続き）

種類	細部種類	性状・具体例など					
産業廃棄物	金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず がれき類 紙くず	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。					
	非飛散性アスベスト	飛散性アスベスト以外のもの。					
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類・灯油類・軽油類をいう。					
	廃酸	廃酸のうち、pH 2.0 以下のものをいう。					
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH 12.5 以上のものをいう。					
	感染性産業廃棄物	病院、診療所等において生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）であって汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずなどをいう。					
	特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>廃油</td> <td>廃油のうち、トリクロロエチレン等有害物質の基準を超えて含むものをいう。</td> </tr> <tr> <td>汚泥・廃酸・廃アルカリ</td> <td>汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレンなどの基準値を超えて含むものをいう。</td> </tr> <tr> <td>飛散性アスベスト（廃石綿など）</td> <td>                     廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したものをいう。                      a) 石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの                      b) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの                      c) 輸入されたもの  <b>例</b> 吹付けアスベスト除去物、保温材料など                 </td> </tr> </tbody> </table>	廃油	廃油のうち、トリクロロエチレン等有害物質の基準を超えて含むものをいう。	汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレンなどの基準値を超えて含むものをいう。	飛散性アスベスト（廃石綿など）
廃油	廃油のうち、トリクロロエチレン等有害物質の基準を超えて含むものをいう。						
汚泥・廃酸・廃アルカリ	汚泥・廃酸・廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロロエチレンなどの基準値を超えて含むものをいう。						
飛散性アスベスト（廃石綿など）	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したものをいう。 a) 石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの b) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの c) 輸入されたもの <b>例</b> 吹付けアスベスト除去物、保温材料など						

#### 2.4 処理の区分

処理の区分は、調達要領書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

#### 2.5 処理基準

処理の基準は、次による。

- a) 産業廃棄物の処理は、法第12条による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2による。

#### 2.6 産業廃棄物管理表の処理

産業廃棄物管理票（以下“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

#### 2.7 引渡し場所・時期

引渡し場所及び時期は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.8 使用器材等

役務に使用する器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

## 2.9 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。なお、役務で発生した資材等は、契約の相手方が処分するものとする。

## 2.10 役務作業の中止

役務作業の中止については、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方との調整による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、本役務終了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、表2によるほか、調達要領指定書によって指定する。

表2-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	b)	b)	b)	社内規格による。
2	産業廃棄物処理業の許可書 (写し)				—
3	写真帳 <sup>a)</sup>				—
4	管理票				—

注 <sup>a)</sup> 写真帳の作成については、事前に担当官の指示を受けるものとする。  
<sup>b)</sup> 部数・提出先及び提出時期については、調達要領指定書によって指定する。

### 4.2 役務対象品に関する情報

契約の相手方が、適正な処理の為、役務対象品に関する情報を必要とする場合は、担当官に申し出るものとする。

### 4.3 保全

保全は、次による。

- 駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地の立入手続きを行うものとする。
- 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接的に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

### 4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底するものとして必要によって担当官の指示を受けるものとする。

### 4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3によるものとする。

### 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 5 年 11月 27 日

記入者 持田 文生

1 排出事業者	名称	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地		所属	関東補給処 通信電子部	
	所在地	〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410番地		担当者	持田文生	TEL 029-842-1211(2712) FAX 029-842-1211(2719)
2 廃棄物の名称	木くず(パレット)					
3 廃棄物の組成・成分情報  (比率が高いと思われる順に記載)  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分	木くず(パレット釘を含む)				MSDSがある場合、CAS No.
	他	6,361kg				
4 廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物  <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> その他(木くず(パレット)、金属くず) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)					
5 特定有害廃棄物  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( × ) トリクロロエチレン ( × ) 1,3-ジクロロプロパン ( × ) 水銀又はその化合物 ( × ) テトラクロロエチレン ( × ) チウラム ( × ) カドミウム又はその化合物 ( × ) ジクロロメタン ( × ) シマジン ( × ) 鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × ) チオベンカルブ ( × ) 有機燐化合物 ( × ) 1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × ) 六価クロム化合物 ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × ) セレン ( × ) 砒素又はその化合物 ( × ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × ) シアン化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × ) 1,4-ジオキサン ( × ) PCB ( × ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )					
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)					
	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン					
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)					
8 その他含有物質  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ( × )    塩素 ( × )    臭素 ( × ) ヨウ素 ( × )    フッ素 ( × )    炭酸 ( × ) 硝酸 ( × )    亜鉛 ( × )    ニッケル ( × ) 銅 ( × )    アルミ ( × )    アンモニア ( × ) ホウ素 ( × )    その他 ( × )					

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 5 年 11 月 27 日

記入者 持田 文生

1	排出事業者	名称 陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地 所在地 〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410番地	所属 関東補給処 通信電子部 担当者 持田文生	TEL 029-842-1211(2712) FAX 029-842-1211(2719)
2	廃棄物の名称	廃プラスチック類		
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分 プラスチック(金具等の金属くずを含む) 1,783kg 合成繊維くず(金具等の金属くずを含む) 911kg	MSDSがある場合、CAS No.	
4	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物  <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> その他(廃プラスチック類、金属くず) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
5	特定有害廃棄物 ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( × ) トリクロロエチレン ( × ) 1,3-ジクロロプロパン ( × ) 水銀又はその化合物 ( × ) テトラクロロエチレン ( × ) チウラム ( × ) カドミウム又はその化合物 ( × ) ジクロロメタン ( × ) シマジン ( × ) 鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × ) チオベンカルブ ( × ) 有機燐化合物 ( × ) 1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × ) 六価クロム化合物 ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × ) セレン ( × ) 砒素又はその化合物 ( × ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × ) シアン化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × ) 1,4-ジオキサン ( × ) PCB ( × ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )		
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
8	その他含有物質 ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ( × )    塩素 ( × )    臭素 ( × ) ヨウ素 ( × )    フッ素 ( × )    炭酸 ( × ) 硝酸 ( × )    亜鉛 ( × )    ニッケル ( × ) 銅 ( × )    アルミ ( × )    アンモニア ( × ) ホウ素 ( × )    その他 ( × )		



調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	3PQV1AN0003
	調達要求年月日	令和5年12月21日
	作成部課	通信電子部保管分類課
	作成年月日	令和5年11月27日
品名	産業廃棄物委託処理	
仕様書番号	EC-Z300001C	

### 指定事項

1

#### 2.2 役務対象品等

種類	数量	備考
木くず(パレット)	6,361Kg	釘を含む
廃プラスチック類	2,694Kg	金具等の金属を含む

2

#### 2.3 産業廃棄物の種類

仕様書の表1中、木くず(パレット)・廃プラスチック類

3

#### 2.4 処理の区分

処理の方法は破碎・溶融とする。

4

#### 2.7 引渡し場所等

- (1) 引渡し場所は通信電子部保管分類倉庫屋内とし、契約の相手方はその細部について契約担当官等の指示を受けるものとする。
- (2) 引渡し時期については、契約後に双方で調整し決定する。
- (3) 積載は契約の相手方が行うものとする。

5

#### 4.1 提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1部	通信電子部検査官	契約後速やかに	社内規定による。
2	産業廃棄物処理業の許可書(写し)	1部	通信電子部検査官	契約担当官の示す時期	—
3	写真帳	1部	通信電子部補給管理班	納期までに	—
4	管理票	1部	通信電子部補給管理班	納期までに	E票を提出

6

#### 4.3 保全

自衛隊物品に記載されている内容は判別不能な状態にして処分するものとする。

# 入 札 書

金額 ￥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物委託処理	仕様書のとおり	ST	1		
以 下 余 白					
納入場所	関東補給処	納期	令和6年3月29日		
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間	/		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年2月21日

分任契約担当官  
 陸上自衛隊関東補給処  
 調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者名  
 担当者名  
 連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

## 委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処  
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任します。  
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

### 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。